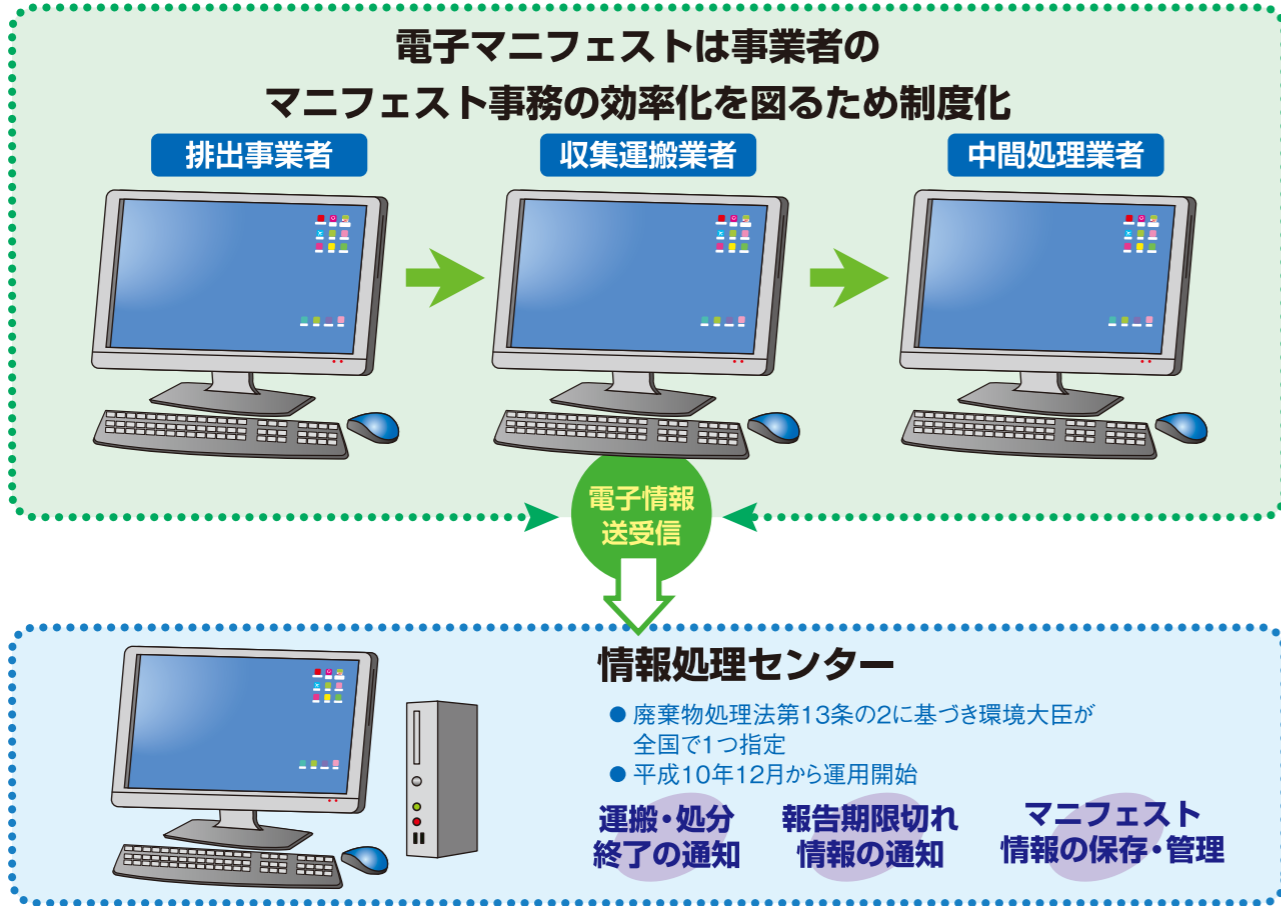


電子マニフェストとは…

三者のネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりします
 ※排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者の三者の加入が必要



事務処理の効率化

1. 電子マニフェストの発行

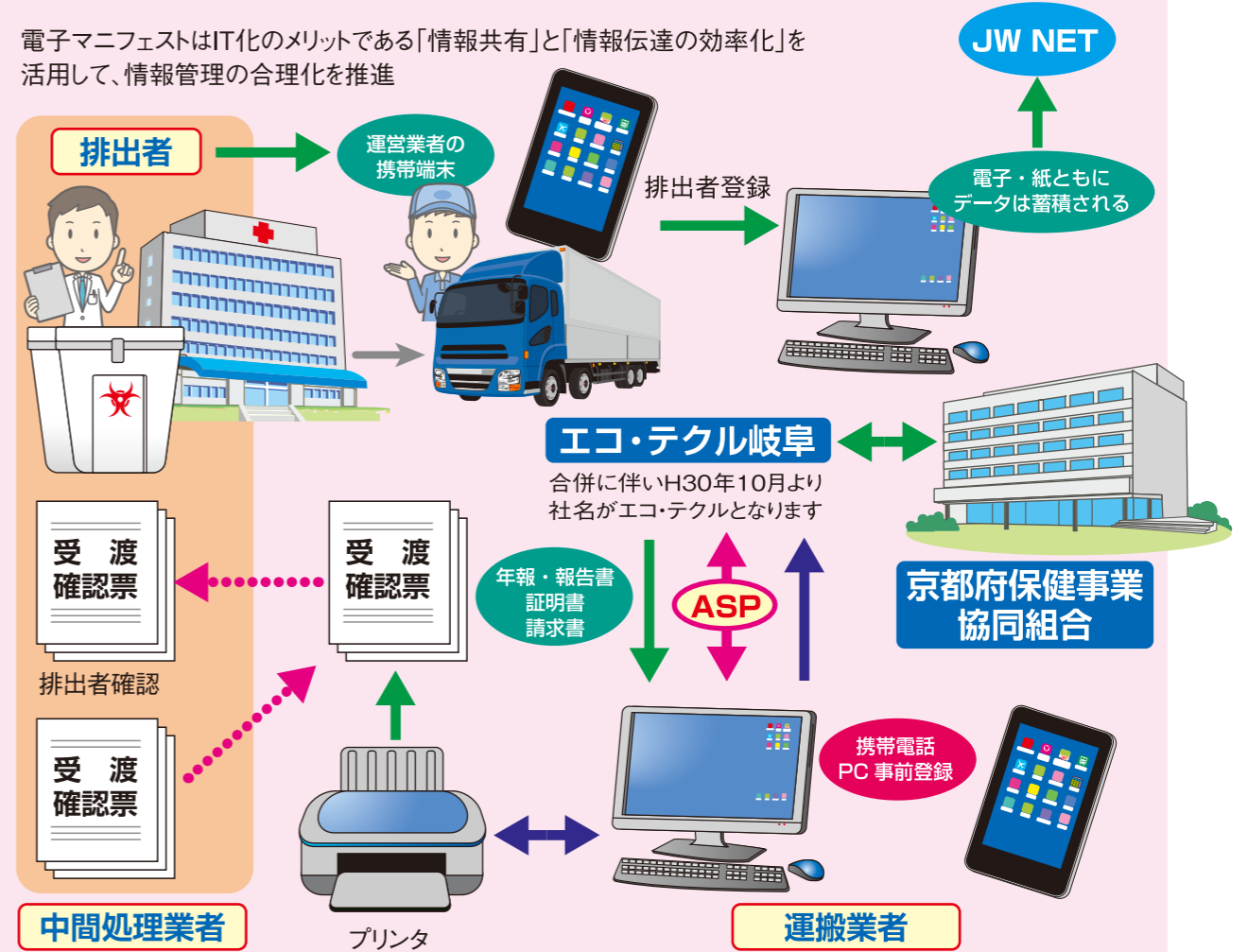
- 1 収集運搬業者が携帯電話端末にて医療機関と廃棄物の情報入力
- 2 医療機関は、数量確認をして携帯端末に環境ガードシステムの承認コードを入力
- 3 収集運搬業者が記載した「受渡確認票」を受領し確認
 ※以上 1 2 3 の作業で電子マニフェストが発行されます。

2. 廃棄物の状況確認方法

- 1 京都府保健事業協同組合ホームページにアクセス！ <http://www.hojikyo.or.jp>
 トップページ廃棄物処理をクリック
- 2 エコテクルの ID とパスワードを入力すれば、廃棄物の今の状況が確認できます。
 京都府保健事業協同組合でもデータの確認を行います。

標準システム概念図

電子マニフェストはIT化のメリットである「情報共有」と「情報伝達の効率化」を活用して、情報管理の合理化を推進



電子マニフェスト 運用体制について

当組合が利用しております電子マニフェスト管理システムを運用している「特定非営利活動法人エコ・テクル岐阜」が、「特定非営利活動法人エコ・テクル」と合併することとなりました。

これまで両法人は、「環境保全」を主眼とした廃棄物事前通知サービス「環境ガードシステム」の普及を目指し、事業展開してまいりましたが、平成32年度から実施される電子マニフェスト一部義務化に伴い、効率的な電子マニフェスト運用を進めるため、両者合併の上業務運営にあたることといたしました。

組合員各位には、法人合併に伴う電子マニフェスト利用に関して、従前と全く変更はありませんので、安心してご利用ください。

新法人名「特定非営利活動法人エコ・テクル」